

Q949. 社員が遅刻した場合、残業代にはどのように影響しますか？

時間外割増賃金（残業代）は、原則 1 日 8 時間又は 1 週 4 0 時間（特例措置対象事業場は 4 4 時間）を超えた労働に対して支払われるべきものですから、就業規則等で定めていない限り、現実には 1 日 8 時間又は 1 週 4 0 時間を超える労働をしていない場合には、割増賃金の支払義務は生じません。

例えば、社員が 3 0 分遅刻し、その分、所定終業時刻後に 3 0 分労働した場合、1 日の労働時間は 8 時間を超えていませんので、1 週 4 0 時間を超えない限り、残業代を支払う必要はありません。

行政解釈も、労基法 3 2 条又は 4 0 条に定める労働時間は実労働時間をいうものであり、残業代を支払わなければならないのは、労基法 3 2 条又は 4 0 条に定める労働時間を超えた実労働時間に限るとしています。したがって、例えば、社員が遅刻した場合にその時間だけ通常の終業時刻を繰り下げて労働させる場合には、1 日 8 時間又は 1 週 4 0 時間を超えない限り、残業代の支払義務はないとしています（昭和 2 9 年 1 2 月 1 日基発 6 1 4 3 号）。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成